介護予防支援事業所運営規程

南大分地域包括支援センター

南大分地域包括支援センター運営規程

（事業の目的）

第１条　社会福祉法人　青樹会　が開設する指定介護予防支援事業所（以下「支援事業所」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門職員その他の従事者が、居宅要支援者等に適正な指定介護予防サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第２条　事業所の専門職員等は、当該要支援者等の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、要支援者等及びその家族の希望等を勘案し、利用するサービスの種類、および内容その担当者を定めた計画を作成し、計画に基づく予防サービスの提供が確保され、要支援者等の生活の質が高められるサービス事業者等との連絡調整、その他の便宜の提供等を行う。

２　事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健、医療、福祉、地域ボランティアとの連携を図り、予防サービスが総合的、一体的、効率的に提供されるように支援に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第３条　事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

一　名称　　南大分地域包括支援センター

二　所在地　大分市羽屋４丁目１番68号　キクチテントビル103号

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第４条　事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は、次のとおりとする。

一　管理者　１名

管理者は、南大分地域包括支援センター職員と兼務とし、支援事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。

二　サービス提供職員　保健師　　２名

主任ケアマネジャー　１名

社会福祉士　　４名

サービス提供職員は、要支援者からの相談に応じ、認定申請代行、課題分析、介護予防サービス計画の作成、サービスの仲介や実施、継続的な管理及び評価等の業務を行う。

三　事務職員　１名　（兼務）

必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第５条　支援事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一　営業日　月、火、水、木、金、土曜日　ただし、１２月３０日から１月３日までを除く。

二　営業時間　　午前８時３０分から午後５時までとする。

（支援事業の内容と費用）

第６条　支援事業の内容は次のとおりとし、支援事業を提供した場合の給付は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

一　介護予防サービス計画の立案

（通常の事業の実施地域）

第７条　通常の事業の実施地域は、大分市の南大分地域とする。

（苦情の処理）

第８条　支援事業所は、提供した施設サービスに関する利用者からの苦情に対して、迅速かつ適切対応するため、受付窓口の設置、担当者の配置、事実関係の調査の実施、改善措置、利用者又はその家族に対する説明、記録の整備その他必要な措置を講じることとする。

（人権の擁護、虐待防止に関する事項）

第９条 利用者の人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずるものとする。

（１）法人内に虐待防止委員会を設置し、常時その防止に努める。

また、虐待防止委員会の委員長をその責任者とする。

虐待防止責任者　　工藤　翔太

（２）虐待を防止するための従業者に対する研修の実施

（３）利用者及びその家族からの苦情処理体制の整備

２　支援事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、大分市長寿福祉課に通報するものとする

（その他運営についての留意事項）

第１０条　支援事業所は、専門職員等の質的向上を図るための、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一　採用時研修　　採用後　２ヵ月以内。

二　継続研修　　年２回

１　従業者は、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持する。
２　従業者であった者に、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
３　この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、社会福祉法人青樹会と支援事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（附則）

この規程は、平成１８年４月１日から施行する。

平成１９年４月１日改正
平成２０年４月１日改正
平成２１年４月１日改正
平成２１年７月１日改正
平成２２年４月１日改正
平成２３年４月１日改正
平成２７年４月１日改正
平成２７年４月１６日改正
平成２７年１１月１日改正
平成２７年１２月１日改正
平成２８年９月１日改正
平成２８年１０月１日改正
平成２９年４月１日改正
平成３１年２月１日改正
令和元年７月９日改正
令和２年１月１１日改正
令和２年２月１６日改正
令和３年４月１日改正
令和３年７月１日改正
令和３年８月１６日改正
令和４年１月１日改正
令和４年２月１日改正
令和４年６月１日改正
令和４年９月１日改正
令和５年１月１日改正
令和５年２月１日改正
令和５年２月16日改正
令和６年２月16日改正
令和６年４月１日改正

令和７年９月１日改正
令和８年８月１日改正
令和８年９月１日改正